

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止については、この細則によるもののほか放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「<u>障害防止法</u>」という。)並びに国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条第1項に規定する放射線研究室が定める放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)によるものとする。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第10条 組織及び施設の長は、放射線業務に従事した職員及びその他の者に対して、電離則の規定により、特別定期健康診断を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放射線の測定、記録及び保管)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止については、この細則によるもののほか放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「<u>RI規制法</u>」という。)並びに国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条第1項に規定する放射線研究室が定める放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)によるものとする。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第10条 組織及び施設の長は、放射線業務に従事した職員及びその他の者に対して、電離則の規定により、特別定期健康診断を行うものとする。<u>ただし、次に掲げる全ての要件を満たすエックス線装置の使用者を除く。</u></p> <p>(1) <u>エックス線照射ボックス付エックス線装置である。</u></p> <p>(2) <u>照射ボックスの扉が規定線量(外側での実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルト)を超えないように遮蔽され、扉が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有する。</u></p> <p>(3) <u>当該インターロックを使用者が容易に解除できないような構造である。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放射線の測定、記録及び保管)</p>	<p>法律名が変更されたため。</p> <p>不必要な健康診断を減らすため。</p>

<p>第11条 放射線業務を行う者の実効線量は、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一の年度の限度</u> 50 ミリシーベルト</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 放射線業務を行う者の等価線量は、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。</p> <p><u>(1) 一の年度の限度 眼の水晶体については、150 ミリシーベルト、皮膚については、500 ミリシーベルト</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>第11条 放射線業務を行う者の実効線量は、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>1年間につき</u> 50 ミリシーベルト</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 放射線業務を行う者の等価線量は、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。</p> <p><u>(1) 眼の水晶体については、1年間につき 50 ミリシーベルト及び5年間につき 100 ミリシーベルト、皮膚については、1年間につき 500 ミリシーベルト</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>わかり易くするため。</p> <p>電離放射線障害防止規則の改正に合わせるため。</p>
--	--	---

附 則 (令和3年9月6日細則第13号)
この細則は、令和3年9月6日から施行する。